

アダム・スミスと東インド会社

——背景的考察を中心に——

安川 隆 司

1. はじめに

イギリス経済学史のメイン・ストリームを形作った経済理論家には、インドと著作上あるいは実務上の関わりを持った者が少なくない。17世紀のトマス・マンは、東インド会社の役員であり、インド貿易の構造を説明する中で、貿易差額説の定式化を行った¹⁾。ジェイムズ・ステュアートは、東インド会社の求めに応じて、ベンガルの通貨に関する論考を書いた²⁾。マルサスは東インド会社の社員養成機関であるヘイリーベリー・カレッジの教授であった³⁾。ミル父子は東インド会社本社の通信審査部での仕事を本業としていた⁴⁾。そしてケインズは、インド省の官吏として出発し、最初の単行の著作として『インドの通貨と金融』を書いた⁵⁾。このように、イギリスの経済学者がそれぞれにインドとの深い関わりを持ったことは、近代のイギリス経済史におけるインドの重要性を考えれば、さして不思議ではない。

では、イギリス経済学史上の重要理論家であるにとどまらず、近代における経済学の祖と目されてきたアダム・スミスの場合はどうであろうか。

『国富論』は、全編を通じて、インドおよび東インドに関連する叙述はかなり多く、ヨーロッパ諸国を除くと、国別・地域別の叙述としては、一応アメリカおよび北アメリカ植民地に関するそれに次ぐ分量に達している。『国富論』の執筆時期は、イギリス東インド会社がベンガルに領土的支配の拠点を得て、インドの植民地支配の足固めを始めた時期にほぼ重なっており、スミスがインド問題について相当の関心を抱いていたことがうかがえる。しかも、それは1776年の初版のみに言えることではない。1784年の大幅な追補は、議会におけるインド論議が沸騰した時期に行われたのであって、第5編、第1章、第3節に追加された「商業の特定部門を助成するために必要な公共事業および公共施設について」と題された長文の加筆は、この間の議会における東インド問題に関する論争を反映したものになっている。

スミス自身、そうしたインド問題に直接関与する機会を持ちかけたこともあった。1772年のこと、東インド会社がベンガル経営の不振から危機に陥り、特別委員会を設置して、立て直しを図ろうとした時に、古くからの知友で、東インド会社に影響力を持っていたウィリアム・パルトニーなる人物がスミスを委員に推薦したのであった。この人事は、議会の介入で委員会の設置自体が廃案となったために実現しなかったが、スミスは受諾する意欲を持って

いたように見える。この小さなエピソードの直後に東インド会社規制法が成立し、ベンガル統治の新体制が樹立されたが、『国富論』におけるこの体制に対する評言は辛辣をきわめている。このことはスミスがその時置かれていたシチュエーションに照らすと、非常に興味深いことである。

研究史を遡ると、スミスとインドというテーマは研究者の関心のある程度集めてきたと言って良い。その関心には3つのタイプが有るように思われる。一つは、『国富論』におけるインド論の解釈を主眼としたものである。W.J. バーバー『イギリス経済思想とインド』におけるスミスを扱った章や長峰章「アダム・スミスと東インド」がこのタイプに属する。バーバーは、インドに固有の経済成長の様態およびそれに対する東インド会社による支配の影響に関するスミスの見解を手堅く整理している⁶⁾。長峰論文は、スミスのインド観、東インド貿易論、東インド会社論の3点を取り上げている。しかし、東インド貿易論に關説する部分では、インド論から離れて、H. ミントの論文を媒介としての古典派貿易論が展開されており、論者の実際上の関心が、「スミスとインド」というテーマ設定にもかかわらず、むしろ理論面に傾斜していたことをうかがわせる⁷⁾。

第二のタイプは、スミスのインド論そのものよりも、『国富論』の諸学説がイギリスのインド政策をめぐる論議に与えた影響に注目するものである。S. アンビラジャン『古典派経済学とイギリスのインド政策』はその典型である。扱われる政策は多岐にわたり、そのいずれについても公文書を駆使して、スミスのそれを含む古典派の諸学説が、インド政策に関わった実務家たちによって援用された事情が明らかにされている。一例を挙げれば、1810年代初頭の東インド会社取締役会が、土地保有制度に関して、したがってまた地租制度に関して、権威として引用したのは、『国富論』であったということが示されるのである⁸⁾。

第三のタイプは、スミスを当時の東インド問題のコンテクストの中で理解しようとするものである。これはさらに伝記的な性格のものと、文献学的な性格のものに分けられる。前者の関心の中心になるのは、上述したスミスが東インド会社の特別委員会委員の候補として推されたという出来事である。これはスミスの伝記の中では小事件に過ぎないが、従来いろいろに解釈されてきた。西村孝夫「アダム・スミスの東インド貿易論」はこれを一種のモチーフにして醸成された論考である⁹⁾。後者は、端的に言えば、『国富論』のインド論の典拠は何かという問題に収斂する。後述するが、従来、スミスは東インド会社の元社員にしてベンガル駐在経験があったウィリアム・ボルツの著『インド事情の考察』（以下『考察』と記す）を典拠としたと見なされてきた¹⁰⁾。これは、かつて長らく『国富論』の定本たる地位を占めた版の編者E. キャンンが、その文献考証的な注において示した説が源となった解釈である¹¹⁾。浅田實「アダム＝スミスと東インド会社」は、伝記的な考証と文献学的な考証の両面を射程に入れた、この種の研究としては独自の存在意義をもった論考である¹²⁾。

本稿では、以上のような研究史上の成果を踏まえつつ、スミスと東インド問題との関わり

について検討を試みたい。

2. 背景としてのインド問題

まず、『国富論』と同時代の東インド問題の状況はどうであったか。この点については、すでに他の機会にやや詳細に記したことがあるので¹³⁾、繰り返しは避けるが、概ね以下のように説明できるであろう。

イギリス東インド会社は、1757年にプラッシーの戦いでフランスと組んだ土侯勢力に勝利し、ベンガルの覇者としての地位を確立すると、1765年にムガル皇帝からベンガルを中心とする地域の徴税権を認められ、インド植民地建設の礎を置いた。このことは、ヨーロッパから銀を輸出し、アジアの物産を輸入するという伝統的な東インド貿易に構造変化をもたらすきっかけとなるとともに、本来的に一貿易会社であった東インド会社を帝国の支配者の地位に押し上げるという大変化をも招来した。

東インド会社は、ベンガルの徴税権を得たことで、対価を銀の形で本国から送金することなく、現地商品を買いつけることができるようになった。つまり、売上高即純利益とまではならずとも、きわめて低コストでアジア物産の輸入を行うことが可能になったわけである。大ピットはこれを「天恵」とさえ言い、1767年に、ベンガルに対する会社の権利を認める見返りとして、年40万ポンドを国庫に上納する約束をさせた。

しかし、実際には、上納金をもたらすどころか、東インド会社は、経営危機に陥り、逆に政府に公的資金による救済を求める始末であった。これにはさまざまな原因があったにせよ、ともかくも、植民地経営の主体としての会社の信頼は失墜し、政府による介入の道を開くことになった。その最初の帰結が、ノース内閣のもとで1773年に制定された東インド規制法であった。

規制法が制定される前年には、植民地経営失敗の原因をめぐり、東インド利害の内外で議論の応酬が行われた。アレグザンダー・ダウ¹⁴⁾、ウィリアム・ボルツ等は、インド滞在経験に基づいて、東インド会社の政策を批判し、前ベンガル知事のハリー・ヴェレストがこれに反対の立場で、ベンガルの現状分析と改革案を示した¹⁵⁾。ステュアートが『ベンガル鑄貨論』を書いたのもこの時である。この論争には、約10年の後に、ベンガル総督ヘイスティングズを弾劾裁判の被告席に立たせることになった、本国の東インド利害対ベンガル行政担当者という対立の構図の原型とも言うべきものが見出される。

ボルツが書いた『考察』は、この時期の東インド会社批判を代表する出版物であり、ヴェレストの『イギリスのベンガル統治の成立、発展および現状に関する見解』（以下『見解』と記す）は、ベンガル統治の当事者が直接にその批判に応える形で書いたものとして、やはり重要な意味を持っている。ボナー、水田洋の目録によると、スミスは、従来注目されてきた

『考察』だけでなく、『見解』も所蔵していたようである¹⁶⁾。周到に論争の両サイドに目配りをしたということであろう。

ボルツとヴェレスト

ウィリアム・ボルツは、東インド会社の社員であったが、その経歴は典型的な社員のそれとは大きく異なる¹⁷⁾。ボルツは、1735年にオランダで生まれ、イギリス、ポルトガルで貿易商としての実務経験を積んだ後、いわば中途採用の形で1759年に東インド会社に入社し、主としてベンガルの国内貿易に従事した。しかし、会社の権威を利用した私的貿易を行ったことを咎められ、1766年に退社、その後も私的な貿易を続けたが、2年後には会社によってベンガルを追放され、イギリスに帰国することを余儀なくされた。

この間の事情をやや詳しく見ると、ボルツは、まず1760年に先輩社員で、ベンガル知事の参事会メンバーでもあったジョン・ジョンストン等とパートナーを組んで、私的な貿易に乗り出した。当時の東インド会社の社員が私的貿易を営むこと自体は希ではなかった。しかし、1762年に、私的な利害に関連して、ネイティブの太守に送った脅迫的な書簡が、知事ヴァンシタートの知るところとなったことで、ボルツの地位は危うくなった。この時は、参事会においてジョンストン等が弁護したために事なきを得たものの、1765年には、ジョンストン自身が参事会メンバーから外され、ヴァンシタートの後を受けて2度目のベンガル知事職に就いたクライブによって、収賄の嫌疑で、追及を受け、帰国に追い込まれたために、ボルツは後見を失うことになった。

クライブとその後任のヴェレストは、会社の独占権の土台を危うくするものとして、社員の私的貿易に対して厳しい態度で臨んだ。退職したボルツの私的貿易は違法なものと思われ、1767年には、ベンガル退去を命じられた。ボルツは、この命令を無視しただけでなく、オランダ商人に便宜を図ってきたことやネイティブの支配者との交渉を繰り返していたことが露見し、最終的には、ヴェレストによって、身柄を拘束され、イギリスへ強制送還されることとなった。

ボルツは、1769年にイギリスに戻ると、先に帰国していたジョン・ジョンストンとともに、反クライブ、反ヴェレストのキャンペーンに力を注いだ。ジョンストンは、有力な家柄の出身で、自身を含む3人の兄弟が庶民院議員となり、いずれもインド利害に深く関わった。その一人が、バルトニー家に婿入りし、姓を変えたウィリアム・バルトニー、すなわち、スミスを東インド問題特別委員会の委員候補として推した人物である。

18世紀のイギリス政界と東インド会社の関係を克明に描いたサザランドは、ジョンストンを中心とした同調者の集団が存在したことを明らかにし、これに「ジョンストン派」という名称を付けている¹⁸⁾。『考察』は、したがって、インドをめぐる複雑な利害関係に照らして見

た場合、ジョンストン派のプロバガンダの性格を色濃く持っていたということになる。また、『考察』の新版を編んだタックは、「改革の訴えというポーズはとっているが、主としてクライブやヴェレストに対する私怨の発表媒体として意図された」というより限定的な解釈を示している¹⁹⁾。では、そのいずれであるにせよ、『考察』に著者やその属する派閥の意図から離れた独立の意義を見出すことは可能であろうか。

『考察』におけるボルツの主張は、末節を取り去れば、2つの論点に帰着する。その一つは、独占の批判ないし自由貿易の要求である。独占批判には、さらに、「貿易協会」に関する議論と、より一般的な独占の弊害に関する議論とがある。「貿易協会」というのは、クライブが設立した、東インド会社社員の共同出資による企業で、塩、びんろうじ、タバコの専売権を有し、その独占の取引で得た利益を、出資者に配当する仕組みになっていた。主たる目的は社員の私的貿易の防止である。しかし、ボルツによれば、そうした私的貿易による現地民の圧迫を防ぐはずの協会が、クライブ等の上級社員が法外の配当を受け取ることで、かえって新たな抑圧の原因になっていたとされる。他方、より一般的な独占の弊害についてボルツは次のように説いている。

「現在行われているようなものとしてのこの国の国内貿易全体が、また東インド会社のヨーロッパ向け輸出のための貿易についてはなおいっそう、抑圧の舞台であり続けているといっても今や誤りではないであろう。その致命的な影響はこの国のすべての織工と製造業者によって深刻に受けとめられている。作る物がことごとく独占品にされてしまうのであるから。イギリス人とその代理人たちは、それぞれの製造業者が販売する製品の量とその価格をほしのままに決めるのである。」²⁰⁾

『国富論』との関係からは、ボルツのもう一つの主張の方がむしろ注目に値する。それは貿易上の特権と統治権とを切り離すべきであるという主張である。ボルツは、自身が、貿易上の特権と行政権・司法権を一手に掌握していたベンガル知事によって追放処分追い込まれたことから、独立の司法の必要性を強く感得していた。ここから「主権者から商人を切り離すことが、この両者の存続にとって絶対的に必要である」という考え方が生まれた。

「正義と個人の安全が、政府の公平な行政がベンガル全域を通じて行われることで、保証されさえすれば、現在は退蔵されている多数のインド人の膨大な資本が、直ちにかつ公然と商業に使用されることになるであろう。それはベンガル諸地域を大いに裨益するであろうし、最終的には、この王国をも利するであろう。遠からず、貨幣の不足は無くなり、農業者、製造業者、小売商、貿易商の誠実な目的のすべてに応じることができるだろう。」²¹⁾

『見解』は、『考察』に遅れることわずか数ヶ月、同じ1772年のうちに刊行された。ボルツに対するヴェレストの反論は、自由貿易と司法の確立という近代ヨーロッパの原理をダイレクトに持ち込むことは得策ではない、という一種の相対論的な立場に基づいている。こうした見地はインド駐在の経験が比較的長い社員の多くに共有されていたものであって、ヘイスティングズやティンマスなどの後の総督たちも、本国からのイギリス化圧力に対して、同様の立場からの慎重論を唱えることになる²²⁾。ヴェレストの『見解』はその先鞭をつけたと言える。

「われわれの人間観はイギリスの洗練された市民から導き出されたものであることがあまりにも多い。そして、われわれは人間はどここの国でも同じであると不遜にも想像しているのである。われわれは、社会には、個人同様に、発展があるということを忘れている。市民が知られていないところにも、人間は存在しうるのである。法が進歩し、市民というものが徐々に形成される。やがては、保護が確かなものとなって、個々人が各々の目指す目標を自信をもって見つけ出し、誰にも妨げられずに自分自身の財産を築けるようになるのである。」²³⁾

自由貿易については、ヴェレストは、一般論として言及はしていない。東インド会社社員などのイギリス人による私的貿易は、イギリス人とネイティブとが対等な立場で取り引きできる状態にないことから、抑圧的にならざるをえないと述べるにとどまっている。

「人道は言うまでもなく、必要性からも、各地に分け入っているイギリス人の代理人をすべて召還し、太守の役人が彼らの任務を遂行するにあたって、[イギリス人の]権力との争いをこれ以上畏れることがないようにしなければならない。」²⁴⁾

私的貿易の禁止と会社による統制がこうして正当化されるのである。独占が物価の上昇を生起するというボルツの批判に対しては、塩の価格を例に挙げ、「貿易協会」による専売が行われた期間に、価格上昇が生じたわけではないとして、斥けている。

『見解』は『考察』ほどの反響は呼ばなかったようである。近年、復刻されるまで、ほとんど注目を受けることがなかったと言って良い。他方、ボルツは、ヴェレストに対する反論を含む第2版を初版と同じ年のうちに出し、さらに3年後には、大幅に加筆した増補版を出版している。

3. スミスと東インド問題

スミスが、知友のパルトニーによって東インド問題特別委員会の委員候補として推挙され

たのは、このような背景においてであった。この特別委員会なるものについては、筆者は、今までのところ、東インド会社側の資料によって詳細を確認することに成功していない。以下に示す見解はもっぱら既知の資料に基づくものであることをことわっておかなければならない。

その資料とは 1772 年 9 月 3 日付のスミスのパルトニー宛の書簡である。これはステュアートの『経済学原理』への言及があることから、スミスの書簡の中で特に注目を集めてきたものである。スミスはその中で、パルトニーに対し、東インド会社の取締役になりたい自分を推挙してくれたことについての謝意を表している。その部分を原文のまま記すと次のようになる。

I think myself very much honoured and obliged to you for having mentioned me to the east India Directors as a person who could be of any use to them. You have acted in your old way of doing your friends a good office behind their backs, pretty much as other people do them a bad one. There is no labour of any kind which you can impose upon me which I will not readily undertake.²⁵⁾

スミスのこのオファーに対する態度については、従来多様な解釈がなされてきた。古くは、ロジャーズが、『国富論』の出版が遅れたのはパルトニーがスミスを委員の地位に就けようと交渉を続けていたためであるとし、「もしパルトニーが成功していたならば、『国富論』が陽の目を見ないということも十分ありえた」と穿った見方をしている。レイは、この書簡の書かれた 1772 年から初版が出版された 1776 年までの 4 年間、スミスは原稿に手を入れていたのであり、『国富論』の出版が遅れたのは、このオファーとは無関係であるとロジャーズを批判した²⁶⁾。

わが国の研究者の間では、解釈が二分しているようである。水田洋『アダム・スミス研究』には、「この年に、東インド会社は、窮状打開のための特別委員会をつくろうとし、スミスもそのメンバーにすいせんされたが、あまり気がむかなかつたらしい」という一節が見える²⁷⁾。西村孝夫「アダム・スミスの東インド貿易論」には、既述のように、このエピソードに触れるところがあるが、解釈としては水田説をそのまま再録するにとどまっている²⁸⁾。浅田實「アダム＝スミスと東インド会社」は、これを批判的に吟味することで、事実上、水田説の批判を行っている。しかし、結論的には、スミスは『国富論』執筆で忙しかったことや健康状態が思わしくなかったことから、このオファーを「あえて引き受けたくない」と辞退したのだとして、スミスが消極的であったと認めており、前二者が示した解釈から大きく踏み出したわけではない²⁹⁾。

これに対し、大河内一男監訳『国富論』は、注において、「一七七二年九月五日付スミスの

ポルトニー宛ての手紙では、スミスも受諾の意向は十分あったように見える」として、スミスがこの人事に積極的であったという立場に立っている³⁰⁾。因みに、大内訳『アダム・スミス伝』は、上の引用の最後の一文を、「貴兄が要求されることがあれば、小生はただちにお引き受けいたします」と肯定的に訳している³¹⁾。

どちらの解釈がスミスの真意をつかんでいるのであろうか。

英文法の問題に立ち入ることになるが、水田説に始まるスミスが消極的だったとする解釈は、問題の文中の2つ目の関係代名詞を、コンマが前置されていないにもかかわらず、いわゆる連続用法ないし非制限用法として解釈しているようである。例えば、浅田はこの文を2つに分け、このように訳している。「あなたが私に無理にやらせられるようなそういう種類の仕事はありません。それは私があえてひき受けたくない仕事なのです。」しかし、この訳では、その前のポルトニーを慮っての世辞的な2つの文との間に、文意的に齟齬が生じるように思われる。むしろ2つ目の関係代名詞節は、labourを修飾しているnoとともに二重否定を形成しているのではないか³²⁾。つまり「およそあなたがやれとおっしゃるような仕事で、私が気乗りしないようなものはございません」という意味であろう。むろん、そこには前の2文同様の世辞的な響きがある程度含まれることは否定できない。だが、たとえそうであっても、「気がむかない」というとらえ方よりはスミスの真意を正しく説明するはずである。

スミスとボルツ

前述のように、キャンナンは、ボルツの『考察』をスミスの典拠と認めて、それを『国富論』の編者注の形で記している。キャンナンは、ボナーの編になるスミスの蔵書目録を手掛かりとしてボルツに行き着いたものと思われる。スミス蔵書には多数のインド関係の文献が所蔵されているが、同時代の東インド会社事情と直接関連するものは少数に限られている。ボルツ『考察』とヴェレスト『見解』を除くと、ベンガル獲得後の東インド会社の事情に関わる文献は、クライヴを挟んでベレストの2代前のベンガル知事であったヴァンシタートの『東インド会社株主への書簡』と『ベンガルにおける業務の解説』、初期のインド学者として知られるホウルウェルの『インド文集』と『ルーク・スクラフトンへの書簡』、の4著である。このいずれもが、ヴェレストの著作と同様に、ベンガル行政府の弁護論の立場からの出版物である³³⁾。そうしてみると、スミスの蔵書という制約の中では、東インド会社批判の文脈でスミスが使うことができた主たる典拠として『考察』を認定したキャンナンの判断はそれなりの妥当性をもっているということになる。さらに、上述のような、インド利害の内外で取り結ばれたボルツとジョンストンとの関係、ジョンストンと実の兄弟であったポルトニーとスミスとの関係の存在は、このキャンナンの判断を補強する傍証となりえよう。

では、『国富論』における東インド会社論にジョンストン派、あるいはベンガル行政官に対

する批判者の立場からの党派的なメッセージが含まれていたのか否か。その結論を下すにはなお慎重さを要する。

『国富論』初版におけるスミスの東インド会社批判

『国富論』は、人間の自己改善願望が社会の秩序を形成し、全体としての福祉を推進するメカニズムを解明しようという試みであり、狭義の経済理論面では、交換性向に基づく分業を土台として資源の最適配分を可能にする市場の自律的な機能を論証しようとしたものである。そのような「自然的自由の体系」に立脚する限りにおいて、『国富論』は、前近代的な慣行・法制や重商主義的な規制に対する批判の書という現実的な意味を持ちえたのであった。

東インド会社批判は、そのような重商主義批判の中でもとりわけ重要な要素の一つをなしている。『国富論』の時代の東インド会社は、先述のように、独占貿易会社であると同時に、植民地経営機関でもあったから、スミスの批判はその両面で行われている。

スミスは、しばしば、最も早い進歩を遂げた地域としてイギリスの北アメリカ植民地を賞揚する一方で、インドをその対極にある植民地として描いている。北アメリカ植民地の進歩の原因は、豊穡な土地と自由の結合であり、インドの衰退の原因は圧政であるとする。注意すべきは、スミスが、インドを扱う際に、植民地化以前のインドと植民地化以後のインドとを明確に区別していることである。

過去のインドを富裕で繁栄した国として描き、イギリス支配確立後の状況を飢饉に苦しむ貧しい国として対置するのは、この時期のインド関連の文献に多く見られる一般的なレトリックである。一例を挙げると、『考察』の出版と同年に『ヒンドスタン史』を完結したダウは、「ベンガルは、温暖な気候、肥沃な土壌、そしてヒンドゥー教徒の生まれついた勤勉さにより、常に商業に卓越していた」とする一方、「衰退の始まりは、ベンガルが外国人の支配下に入った日に遡るであろう」と述べている³⁴⁾。

スミスのインド論もまさにこのタイプに類するものである。『国富論』第1編では、スミスは、分業と市場の規模の関係に関連して、古代インドについて、「農業と製造業における改善は、東インドのベンガル諸州やシナの東部諸省のいくつかでも、同じように、たいへん大昔から行われていたらしい」と述べている。そして、インドは「その偉大な富裕をむしろこうした内陸航行によって得たらしい」³⁵⁾として、繁栄の原因にも説き及んでいる。インドの繁栄とその原因は、第3編でも再度言及され、「インドの富は、輸出貿易の大部分が外国人によって営まれても、一国がきわめて高度な富裕に到達できることを十分に示しているではないか」としている³⁶⁾。

他方、同時代のインドの状態については、スミスは、富の減少（賃金基金の減少）が労働者の困窮を招くという説明を行った文脈において、こう述べている。

「おそらく、東インドのベンガルその他のイングランド植民地の現状はこれに近いものであろう。従来的人口が激減したため、生活があまり困難ではないはずなのに、なおも一年に三〇万も四〇万もの人びとが餓死するといったような国があるとすれば、そこでは労働貧民の維持にあてられる基金は急速に減少しつつある、と確信して良い。」³⁷⁾

同様に、スミスは、資本の減少を原因とする低賃金と表裏をなす高利潤の例としても、インドを引き合いに出して説明を行っている。

「ベンガルその他の東インドの大ブリテンの植民地において、巨大な財産が突如として容易に獲得されるという事実は、これらの衰微した国々では、労働の賃金が非常に低いと同時に、資本の利潤が非常に高いということを説明してくれるものだといってよい。」³⁸⁾

これはいわゆるインドで巨富を築いて帰国するネイポップのことを指しており、東インド会社によるインドの抑圧を告発する、第4編における東インド会社論を予告するものになっている。

「経済学の諸体系」と題される第4編は、第1編・第2編の理論的考察と第3編における歴史的考察を受けて、イギリスを中心とするヨーロッパ諸国の経済政策及びその基礎としての経済思想の吟味に充てられ、叙述の9割方は「重商主義」の検討が占めている。そこでの東インド会社批判は、したがって、基本的には重商主義の総体的な批判の枠組みに沿っているが、しかし、初版時において既に植民地統治者としての会社批判にまでスミスは踏み出している。すなわち、スミスは、資本の自然な配分を攪乱するという一般的な理由とそれが得る特別利潤や諸々の不正による浪費を国民に負担させるという理由に基づいて、独占貿易の弊害を説くだけでなく、東インド会社の統治が、「売るために買う」あるいは「東インドで安く買い、ヨーロッパで高く売って、より多くの利潤をあげる」という商人の発想によって、インドの主権者でありながら、その国益を損なっていると主張しているのである³⁹⁾。

スミスの説くところ、国民の労働と土地の生産物の大きさに比例して、貢納の額も大きくなるのだから、生産物をできるだけ殖やすことが主権者の利益である。生産の規模は市場の大きさによって決まるので、生産物を殖やすためには、市場をできるだけ拡大することが必要である。国内外の商業の独占は市場の拡大を妨げるから、商業の規制は撤廃されるべきである。

しかるに、東インド会社は、貿易の独占だけでなく、直接的に生産の規制をも行っている、とスミスは指摘する。「私の確聞したところによると」として、スミスは次のように述べている。

「会社のある在外代理店の主席書記、つまり主任が、農夫に命じて、肥沃なケシ畑を鋤き返し犁きかえし、そこに、米その他の穀物の種子を播かせることは稀ではないという。表面上の理由は、食料の不足に備えるというのであったが、これは口実で、真の理由は、この主任がたまたま手許に抱えていた多量の阿片の根を吊り上げて、それを高値で売る機会をつくるためであった。」⁴⁰⁾

こうして東インド会社は、統治者として利益を犠牲にして、独占貿易商としての利益を追求するというのである。これが上に引用したボルツが製造業の独占に関して行った批判とパラレルな性格を持っていることは留意しなければならない。ただし、ボルツが東インド会社の統治者としての適格性の欠如を指弾したのは、法秩序を維持するだけの能力を欠くという理由からであって、スミスは、この点に関しては、ボルツに従っているわけではない。スミスは、独占貿易商としての利害と統治者としてのそれとが背反関係にあるということ、経済理論的な論拠によって改めて示したのである。

なお、直前の引用文が示唆するように、スミスは、インドに駐在する東インド会社の社員たちの行状についてかなり詳しい叙述を行っているのであるが、その中で、ボルツ対ヴェレストの確執を暗示する現地行政府の上級社員による下級社員の抑圧に触れつつ、私的貿易の弊害を説いている。そして、この私的貿易こそがインドの衰退をさせている原因であると指摘するのである。

「もし、ヨーロッパ本国からの命令でかれらが私的に独占を設けることが禁じられるとすると、かれらはこんどは、秘密裡に、間接的なやり方で、この国にとっていっそう破壊的な方法で独占を設けようとするにちがいない。[中略] 会社の独占は、せいぜい、自由貿易がとられた場合に、ヨーロッパへ輸出されるはずの植民地の余剰生産物の自然的増加を妨げる効果をもつにすぎない。これに反して、貸し派の使用人たちが自前でやる私的貿易の独占は、輸出向けのものは言うまでもなく、国内消費向けのものにいたるまで、かれらが取引しようと思う生産物のあらゆる分野の自然的増加を妨げるのであるから、国全体の耕作を衰退させ、その住民の数を減少させる傾向をもっている。」⁴¹⁾

ボルツは私的貿易の解禁を求める意図から自由貿易を主張した。スミスは自由貿易を支持することにおいてボルツと同じ立場に立つのであるが、会社の独占が続いている限りで、私的貿易は独占を拡大する効果を持つとして、ボルツがベンガルで営み、またそのために社員としての地位を失うことになった非合法の貿易を厳しく批判しているのである。スミスは、そのような意味で、ボルツを含むジョンストン派の政策的な主張に与していると見なすことはできるが、けっして狭い党派的な議論を展開しているわけではない。スミスが批判してい

るのは、あくまでも、独占貿易と独占貿易会社による植民地統治という制度そのものであって、具体的な諸個人ではない。したがって、東インド会社論を、スミスは、次のような言葉で締め括るのである。

「私が以上のように述べたからと言って、私は、東インド会社の使用人たち一般の人格になんらか忌まわしい非難をあげせるつもりは毛頭ないし、まして、特定の人物について、その人柄を問題にしているのではない。私がむしろ非難したいのは、その植民地統治の制度なのであり、使用人たちがおかれているその地位であって、そこで行動した人々の人柄ではない。」⁴²⁾

スミスがわざわざこのように断り書きを付け加えなければならなかったということは、当時の状況下において、東インド会社問題について何らかの論評をした場合、特定の個人に対する攻撃あるいは党派的な発言として受け取られる可能性が高かったということを物語っている。

第3版におけるスミスの東インド会社論

スミスは、1784年に『国富論』の先行諸版に対する大幅な増補を行い、これを第3版に組み入れた。東インド会社に関しては、国家財政に関連して国家の役割とそのための経費を論じた第5編、第1章の中で、かなり長文の増補がなされた。軍事、司法とともにスミスが国家の基本的な役割とする「公共事業と公共施設」に関する節中に「商業の特定部門を助成するために必要な公共事業および公共施設について」という1項が新たに設けられ、他の諸々の特権会社とともに、東インド会社の歴史と現状が詳述された。

前節に見た第4編では、「自然的自由」に対する国家の誤った介入として重商主義政策が批判的に検討されているのに対し、第5編では、国家の本来の役割が提示されているのであるから、ここでのスミスの意図は、東インド会社批判よりもむしろ在るべき特権貿易会社の要件を示すことにあると言ってよい。

スミスが、商業の特定部門に対する助成のうち、合理的であるとして認めているのは、未開の国との貿易に必要な保護のための経費負担である。その経費は当該部門への特別な課税でまかなうべきであるとする。また、スミスはそのような保護は一定の期間に限って行われるべきであるとも考えている。

「商人たちの会社が、みずからの危険負担と費用とで、どこか遠方の未開の国民と新しく貿易を開こうと企てた場合、かれらを合本会社の形で法人化し、成功の暁には、一定の年数

のあいだ、その貿易の独占権を与えてやるというのは不合理ではあるまい。これは、危険で費用のかさむ実験にあえて取り組んだことにたいして、国家がむくいてやれる一番たやすくもあり、自然でもある方法だからであって、公共社会は、あとあとこの実験から利得を刈り取ることになる。この種の一時的独占は、新しい機械のそれとよく似た独占権が、その発明者に授けられ、新しい書物のそれが著者に授けられるのと同じ考え方から弁護することができる。しかし、この期間が満了すれば、むろん独占権も終結すべきなのであって、堡壘や守備隊は、もし置いておく必要があるとわかったなら、その価値を会社に払ってやったうえで、政府の手に移すべきであり、そしてその貿易は、国家のすべての臣民に解放されるべきである。」⁴³⁾

こうした原則に照らした場合、東インド会社のある時期以降の歴史と現状は是認できるはずがなく、増補版の東インド会社論も、初版のそれと同様の批判的な視点によって書かれている。スミス自身は、おそらく増補版の公共事業論を指して、「大英帝国の全通商会社の、短い、心ひそかに完全と信じる歴史」と評している⁴⁴⁾。しかし、東インド会社論に関する限り、確かに形式上は1600年の創立以来の概史になっているものの、初版では十分に取り入れることができなかつた1773年の東インド会社規制法によって成立した新体制の評価までを含んでおり、多分に現状批判の意味を持っていたと見なすことができる。しかも、増補版が出版された1784年は、規制法体制の不備を是正するための新たなインド法の法案が議会の争点となっていた時期であっただけに、その意味は重かったと言える⁴⁵⁾。

スミスの規制法体制批判も、やはり一貿易会社が植民地統治者を兼ねていることに向けられている。本稿2節で概説したように、東インド会社は、1767年にベンガル周辺地域の徴税権を獲得した時に、イギリス政府に40万ポンドの上納金を納めることになったのだが、この義務を履行できないばかりか、巨額の負債を抱えて、危機に陥ってしまった。これが契機となって、政府による会社の管理が始まり、まず1773年にノース内閣によって東インド会社規制法が制定されたのであった。これによって、カルカッタにインドの各地を統括する行政府の長として総督職が置かれ、また司法に関しても最高法院が同じくカルカッタに設置された。ロンドン本社の体制も変更され、取締役の任期が1年から4年と改められ、24人の取締役が毎年6人ずつ改選されることとなった。また、株主の株主総会における投票資格も、500ポンドの株式所有から1,000ポンドへと引き上げられた⁴⁶⁾。

スミスはこれらの制度変更の効果にはまったく信頼を置いていない。第4編で、独占貿易会社の利益と統治者としての利益が相反するという論拠で東インド会社の現状を批判したスミスは、今度は、会社の組織そのものがインド経営に適していないという理由で、会社批判を行うのである。

「どんな変更をしてみたところで、こうした総会や取締役会が、一大帝国を統治するのはおろか、せめて統治に参加するのに適したものになるということさえ、どう見ても不可能だと思われる。なぜなら、総会や取締役会構成員の大部分は、どんな場合でも、この帝国の繁栄には、ほとんど無関心たらざるをえないのだから、その繁栄を促すような事柄に真剣な注意を払うはずがないのである。」⁴⁷⁾

その結果、ある程度の配当が確保されさえすれば、インド現地における浪費や私的な着服には無頓着となり、豊穡の地ベンガルの徴税権を委任されながらも、恒常的な赤字に苦しむことになったとされる。かくてスミスはこう断言するのである。「現在（1784年）この会社は未曾有の苦境に立っており、ついに、差し迫った破産を免れようと、またしても政府の援助を哀願するところまで追いつめられている」⁴⁸⁾と。

結論的に、スミスは、ここでも、独占による高価格が独占を享受しない国民にとっては課税と同様に作用すること、また、特定部門から排除されることによっても不利益を被ること、という2つの根拠を挙げ、永続的な独占権の付与に対する批判を行っているのであるが、その理論上の批判は、東インド会社の放漫な経営実態の告発によって、一層の説得力を持つことになったのである。

4. おわりに

本稿では、スミスと東インド会社との関わりを、歴史的コンテクストの中で考察した。18世紀の第四四半期には、東インド会社のインド植民地支配を巡り、会社のロンドン本社、現地の行政担当者、それらの周辺の関係者という三者が、独自の思惑に基づいて、複雑な利害関係を形成していた。対立の軸となっていたのは、現地行政担当者の政策をいかに評価するかという問題であった。クライブからヘイスティングズに至る歴代のベンガル知事・インド総督は、植民地支配の基礎造りに心血を注いだが、対立者と彼らのロンドンの支援者たちにより、圧政を批判され、多くは失意の中に歴史の表舞台を退くことを余儀なくされた。圧政はインドの現地民に対する圧政であると同時に、私的貿易の自由を求めるヨーロッパ人に対する圧政でもあった。したがって、この対立は、外見上は、自由貿易支持者対その敵という意味を帯びることになった。自由貿易主義者であるスミスの東インド問題に対するスタンスは、基本的に独占貿易とその実施主体としての現地行政府に対して批判的であったから、この対立の構図において、インドの現地行政担当者の敵対者（その代表者がボルツである）の側に立つことになったとしても当然と言わなければならない。スミスは、『国富論』において自由貿易論を主張し、ベンガルの実態を告発することによって、そうした抗争に巻き込まれ

ることを十分に予見したのであろう。There is no labour of any kind which you can impose upon me which I will not readily undertake とパルトニーに回答した時、すでに、そうした抗争に巻き込まれることを十分に覚悟していたはずである。だが、『国富論』のスマスは、悪いのは制度であって、その下で働いた人間ではないということによって、自らを怨嗟に満ちた抗争の局外に置こうとした。そうすることで、自らの理論的な主張にまで抗争の影響が及ぶことを避けたのであろう。理論家としての矜持と言うべきか。

注 _____

- 1) Thomas Mun, *England's Treasure by Forraign Trade*, London, 1664.
- 2) James Steuart, *The Principles of Money Applied to the Present State of the Coin of Bengal*, London, 1772.
- 3) マルサスは 1805 年から 1834 年に世を去るまで、ヘイリーベリー・カレッジ（東インド・カレッジ）の近代史及び経済学の教授を務めた。
- 4) ジェイムズ・ミルは、『英領インド史』（*The History of British India*, 1817）の出版を機に、本社の通信審査部に職を得、最終的には審査部長にまで昇進した。息子の J.S.ミルも、1823 年から、東インド会社が廃止される 1858 年まで、父と同じ審査部に勤務し、やはり父と同様に、審査部長まで昇り詰めた。
- 5) John Maynard Keynes, *Indian Currency and Finance*, London, 1913.
- 6) William J. Barber, *British Economic Thought and India 1600-1858*, Oxford, 1975, chap. 5.
- 7) 長峰章「アダム・スマスと東インド」『政経論叢』第 63 卷，第 1 号，1995 年 2 月。
- 8) S. Ambirajan, *Classical Political Economy and British Policy in India*, Cambridge, 1978, chp.5.
- 9) 西村孝夫「アダム・スマスの東インド貿易論」, 西村『キャリコ論争史の研究』風間書房，1967 年，所収。
- 10) William Bolts, *Considerations on India Affairs ; particularly respecting the Present State of Bengal Dependencies with a map of those countries, chiefly from actual surveys*, London, 1772.
- 11) Edwin Cannan (ed.), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1904, vol. II, p.139n. 大内兵衛，松川七郎訳『諸国民の富』（三）岩波文庫，1965 年，414-5 頁。
- 12) 浅田實「アダム＝スマスと東インド会社」『創価経済論集』第 22 卷，第 4 号，1993 年 5 月。
- 13) 拙稿「ベンガル統治の政治経済学」『東京経大会誌』223 号，2001 年 3 月参照。
- 14) Alexander Dow, "An Inquiry into the State of Bengal : with a Plan for Restoring That Province to its Former Prosperity and Splendour", in *The History of Hindostan; translated from the Persian*, a New Edition, vol.1, London, 1812, pp.lxxxvii-clx.
- 15) Harry Verelst, *A View of the Rise, Progress and Present State of the English Government in Bengal : including a reply to the misrepresentations of Mr. Bolts, and other writers*, London, 1772.
- 16) James Bonar, *A Calogue of the Library of Adam Smith*, second edition, 1932, reprinted, New York, 1966. Hiroshi Mizuta, *Adam Smith's Library : a Catalogue*, Oxford, 2000.
- 17) 以下，ボルツの略歴については，N.L.Hallward, *William Bolts : a Dutch Adventurer under John Company*, Cambridge, 1920 及び『考察』と『見解』の新版の編者序文 (Patrick Tuck (ed.), *The East India Company : 1600-1858*, London and New York, 1998) による。

- 18) Lucy S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics*, Oxford, 1952. なお, ジョンストン兄弟については, 同書 117 ページの注参照。
- 19) Tuck (ed.), *op.cit.*, p.xiv.
- 20) Bolts, *Considerations*, rep. in Tuck's edition, p.191.
- 21) *Ibid.*, p.223.
- 22) 例えば, 所有制度については, Ranajit Guha, *A Rule of Property for Bengal*, 1996 (first ed. 1963) が, イギリス化政策とそれに懐疑的な現地行政担当者との対立を描いて, 参考になる。
- 23) Verelst, *A View*, rep. in Tuck's edition, p.139.
- 24) *Ibid.*, p.113.
- 25) John Rae, *Life of Adam Smith*, London, 1895, p.254. E.C.Mossner and I.S.Poss (eds.), *The Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1977, p.164.
- 26) Rae, *op.cit.*, p.256. 大内兵衛・大内節子訳『J.レー アダム・スミス伝』岩波書店, 1972, 319-320 頁。
- 27) 水田洋『アダム・スミス研究』未来社, 1968, 155 頁。
- 28) 西村, 前掲論文, 172 頁。
- 29) 浅田, 前掲論文, 1-7 頁。
- 30) 大河内一男監訳『国富論』Ⅲ, 中公文庫, 1978, 101 頁注。なお, 本稿における『国富論』からの引用は大河内監訳版による。
- 31) 大内訳, 316 頁。
- 32) この文の関係詞節は, コンマを伴わないという理由だけでなく, 次の文法的な規則からも非制限的用法ではありえない。「関係詞節の先行詞が any や every などの数量詞を含む場合, 制限的用法は許されるが, 非制限的用法は許されない。」齊藤武生・原口庄輔・鈴木英一『英文法への誘い』開拓社, 1995, 240 頁。なお, 1つ目の関係詞節 which you can impose me の先行詞が no labour of any kind であることは言うまでもないが, 2つ目の関係詞節 which I will not readily undertake の先行詞は, no labour of any kind which you can impose upon me であると解釈できる。複合的関係詞節構文については, レナート・デクラーク『現代英文法総論』開拓社, 1994, 758 頁参照のこと。英文法及び参考文献に関しては, 本学コミュニケーション学部の内田平教授からご助言をいただいた。ここに感謝申し上げます。
- 33) John Zephaniah Holwell, *India Tracts*, London, 1764.
John Zephaniah Holwell, *An Address from John Zephaniah Holwell Esq ; to Luke Scrafton, Esq ; in reply to his Pamphlet, intitled, Observatoins on Mr. Vansittart's Narrative*, London, 1767.
Henry Vansittart, *A Narrative of the Transactions in Bengal, from the year 1760, to the year 1764, during the government of Mr. Vansittart*, London, 1766.
Henry Vansittart, *A Letter to the Proprietors of East-India stock, from Mr. Henry Vansittart*, London, 1767.
ハウルウェルの『インド論集』には, “A Defence of Mr. Vansittart's Conduct” が収録されており, ヴァンシタート自身の著作と合わせ, 4 著ともに, ベンガル行政担当者の側に立った論著であることがわかる。なお, ロンドン大学ゴールドスミス文庫所蔵の『インド論集』には, アダム・スミスの蔵書票が見える。ただし, 書き込みの類は一切無い。
- 34) Daw, *loc.cit.*, p.lxxvii.

- 35) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H.Campbell and A.S.Skinner, Oxford, 1976, vol. I, p.35. 邦訳, I, 36 頁。
- 36) *Ibid.*, pp.379-380. 邦訳, II, 9-10 頁。
- 37) *Ibid.*, p.91. 邦訳, II, 123-4 頁。
- 38) *Ibid.*, p.111. 邦訳, II, 158 頁。
- 39) *Ibid.*, vol. II, p.637. 邦訳, II, 425-6 頁。
- 40) *Ibid.*, p.636. 邦訳, II, 423 頁。
- 41) *Ibid.*, p.639. 邦訳, II, 429 頁。
- 42) *Ibid.*, p.641. 邦訳, II, 431-2 頁。
- 43) *Ibid.*, p.754-5. 邦訳, III, 103-4 頁。
- 44) Rae, *op.cit.*, p.362. 邦訳, 455 頁。
- 45) 1783 年に政府による東インド会社の管理強化とインド統治の掌握を目指したフォックスのインド法案が庶民院を通過した際、スミスは大いに歓迎し、貴族院でも可決されることを確信していた。Rae, *op.cit.*, pp.385-6. 邦訳, 484-5 頁。結果的に、フォックスの法案は潰えたが、基本的には同じ趣旨のピットのインド法が翌年成立したので、スミスとしては、東インド問題の推移にはある程度満足していたであろう。
- 46) 規制法については、B.B.Misra, *The Central Administration of the East India Company 1773-1834*, Manchester, 1959, pp.18-22.
- 47) *Wealth of Nations*, vol. II, p.752. 邦訳, III, p.99.
- 48) *Ibid.*, p.753. 邦訳, III, p.102-3.

本稿は 2005 年度個人研究助成費 (A05-16) による研究成果の一部である。